(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成三二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三二年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(ホ) 次に掲げる軽油自動車

① 乗用車のうち、平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

② 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二一年一〇月一日（車両総重量が一二トン以下のものにあっては、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二八年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

⑥ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二一年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(ヘ) (イ)から(ホ)の自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うこととした。

ハ 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した自動車（第一五〇条関係）

(4) 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とし、免税点は五〇万円とすることとした。（第一五六条及び第一五八条関係）

(5) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。（第一五七条関係）

イ 次に掲げる自動車（(3)ロの適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の一

(イ) 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。